

(給付－18)

一時転用であることの証明書

1 一時転用する物件等の表示

所 在	地 番	面 積	転用許可前の農地等の利用者の氏名
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	

2 一時転用する者の住所・氏名及び転用期間

住 所

氏 名

期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 農地等の返還若しくは移転又は設定をした日から3年以内(注1)に、返還若しくは移転又は設定をした農地等のすべてについて、譲受後継者又は第一種特定譲受者(同相当者を含む。(注2))に対して返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行うことを確約します。

(注1) 平成11年11月30日前に返還若しくは移転又は設定の場合は、従前の「1年以内」となる。

(注2) 平成13年12月31日以前の経営移譲年金受給権者の場合は、特定譲受者相当者という。

受給権者又は
起業者の氏名

問合せ先
担当部署:
担当者名:
電 話:

※経営移譲の相手方が受給権者に当該特定処分対象農地等を返還せず
に、一時貸付をした場合は、起業者の氏名及び問合せ先を記入すること。

4 旧農業者年金基金法施行規則第35条の3第11号イ、ロ、ハに該当する事由

(1) 用 途 :

(2) 事 由 : (イ) ・ (ロ) ・ (ハ) (該当するものに○印)

一時転用は、上記のとおり相違ないことを証明(確認)する。

令和 年 月 日

農業委員会

会 長